

「世代間不公平論」が建設的な議論ではない理由

1 理解し伝えるべき項目

- (1) 「今の高齢世代は、その者が若かった時には大した保険料負担をせず、高い年金給付をもらい、これからの世代は保険料の割に見合った年金給付がもらえないために、世代間の格差が広がっている」という考えがあるが、**世代間には、時代背景の違いなどにより年金だけでなく様々な違いがある。年金だけで世代間の不公平を判断するのは一面的な見方**であり適切ではない。
- (2) 年金の給付と負担の関係を全ての世代で同じにすることは現実的でない上に、時代背景の違いや年金以外の制度の違いなどを考慮すると必ずしも公平とはいえない。年金の給付と負担の関係だけを取り上げて不公平を強調することは、いたずらに世代間の対立を煽るだけとなり建設的な議論とはいえない。
- (3) ただし、現在の公的年金保険制度の仕組みにおいても、**将来世代の負担が過度にならないよう保険料負担の上限が設けられ、マクロ経済スライドにより現在の受給者も含めて給付水準の調整を行う**ことになっており、**世代間のバランスが過度に大きく崩れないよう配慮**がなされている。また、このような努力を続けていくことは重要。
- (4) 世代間不公平論、賦課方式への批判、積立方式礼賛の論者には、公的年金は生産された付加価値を高齢期にある層に分配する仕組みであり、この本質は公的年金の財政方式を変えてみても変わるものではないことを理解していないと思われる（シラバス 25 における Output is central を参照されたい）。

2 伝える際のポイント

(i) 年金だけで世代間の不公平を考えてはいけない

年金制度の成熟に伴い、従来、家族内で行われてきた老親の扶養（私的扶養）が、年金制度を通じた社会的扶養に代替されるようになってきたことから、年金の世代間の公平性を考えるにあたって私的扶養との関係を考えることは重要である。

年金制度が成熟する前（概ね高度成長期以前）は、当時の高齢者が受給していた年金は、制度発足から間もなく加入期間が短いためあまり高い水準ではなかった。そのため、当時の現役世代は年金の保険料負担は小さかった代わり、年金が受け取れない又は低い年金しか受け取れない両親や祖母

を私的に扶養する（いわゆる仕送り）必要があった。

また、高度成長期以前の日本は、今ほど豊かでなく、保険料水準は今より低かったものの生活実感として相応の“負担感”は生じていた。このため、戦後、保険料水準は低く抑えられ、経済成長とともに段階的に水準を引き上げてきた。

このような時代背景を考えると、今の高齢者が納めた保険料に比べて高い年金給付を受給していることだけを取り出して不公平を判断するのは、一面的な見方であり適切ではない。このように世代間の公平性を考えるにあたっては、年金以外にも様々な要素を考慮に入れる必要がある。具体的には、少なくとも次の事項は考慮に入れる必要があるのではないか。

- ・老親への私的扶養は、社会保険制度（年金、介護など）の充実に伴い減っている
- ・社会インフラの充実により、前世代が築いた社会インフラから受ける恩恵は、今の若年者の方が高齢者より大きい
- ・教育や子育て支援による給付は、今の若年者の方が今の高齢者が若かった時に比べて、より充実している
- ・少子高齢化の中で、親からの1人あたりの相続財産は昔より増えている

このように、**世代間には年金の給付と負担だけでなく、他の社会保障制度（介護保険等）、社会インフラ、教育、相続などにおいて様々な違いがある。**これらは全て特定の世代だけで完結するものでなく、**世代間で支え合い、次世代に受け継ぐなかで、維持、充実されてきたものである。**その中で**年金の給付と負担だけを取り上げて不公平を強調することは、いたずらに世代間の対立を煽るだけとなり建設的な議論とはいえない。**

(ii) **年金の給付と負担の差を全て解消することは不可能であり、公平でもない**

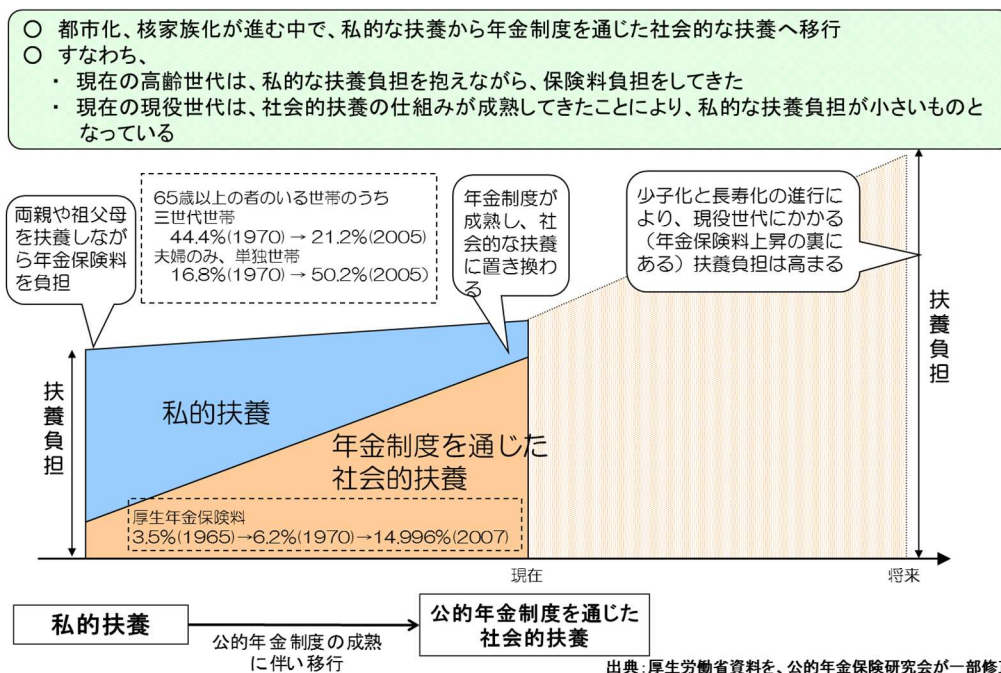
年金制度について一部で問題視される「世代間格差」を全て解消するためには、現在の高齢者に対し、

- ・大幅な追加負担を求める
- ・大幅な年金給付のカットを行う

ことが必要となるが、どちらも現実的ではない上に、上記のように時代背景などを考慮に入れると決して公平でもない。

年金の給付と負担の差の解消を厳しく追求することは、現実的でない上に、広い目で見ると不公平なことを追求することになりかねず、この観点からも「世代間不公平論」は建設的な議論といえない。

「私的な扶養」と「社会的な扶養」の関係



(iii) 少子高齢化による世代間のバランスが過度に大きく崩れないような配慮がなされている。

ただし、世代間の給付と負担の差がどこまでも大きくなって良いというものではない。特に、少子高齢化により将来世代の給付と負担のバランスが大きく崩れないよう事前に手当を行っていくことは重要である。

現在の公的年金保険制度の仕組みにおいても、**将来世代の負担が過度にならないよう保険料負担の上限が設けられ、マクロ経済スライドにより現在の受給者も含めて給付水準の調整が行われる** ことになっており、**世代間のバランスが過度に大きく崩れないような配慮**がなされている。

将来に向けて、世代間のバランスを注視していき、バランスが過度に崩れないよう手当を行っていくことは引き続き必要である。

少子高齢化により、寿命が延びて老後期間が長くなり、兄弟の数も少なくなると老親の扶養負担は、年金制度の有無にかかわらず大きくなる。将来世代は年金制度を通じてこの扶養負担の増大の影響を受けているものである。したがって、将来世代の扶養負担を過度なものとしなないようにするためには、元気な高齢者が長く働くことのできる社会を構築するなど、年金制度以外の対応も重要である。

(iv) 若い世代も年金制度における保険のメリット（リスクヘッジ）を享受している。

公的年金の世代間格差の議論に関連して、「若年世代は払い損」と言われることがあるが、これは、公的年金保険の“保険料”と“給付”の関係についての一部の試算を間違っって解釈したものである。

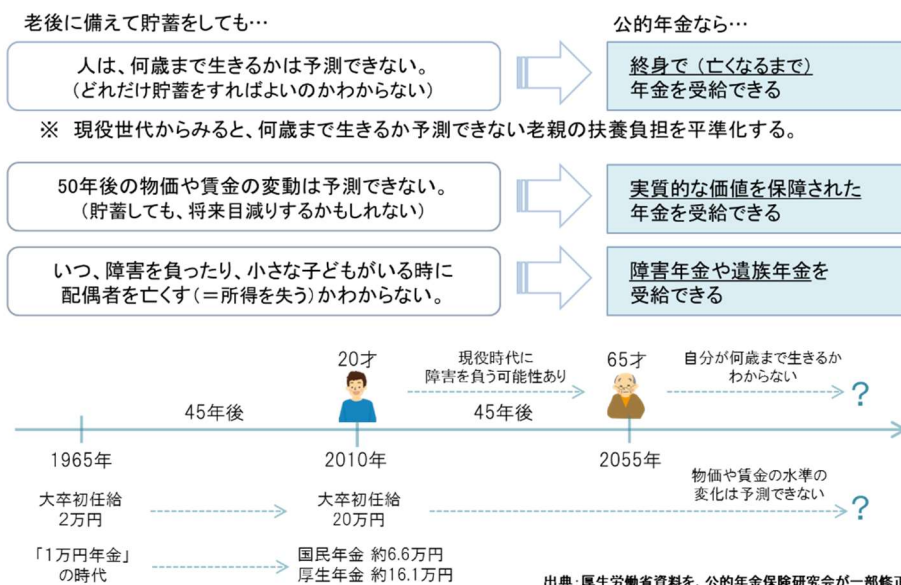
この試算は、生涯支払った“保険料”と“給付”の割引現在価値（ある一時点を起点とした一時金換算）を比較したものであるが、この試算には、公的年金の重要な意義である保険機能（リスクヘッジ）による安心のメリットが全く考慮されていない。

公的年金の意義は、長い人生において発生するリスクに対応して安心を得ることにある。これは、自動車保険や火災保険の加入は、納めた保険料が戻ってくるのではなく、いざという時のため準備をして安心を得ることが目的であることと同様である。具体的には、公的年金保険は次のようなリスクに対応することにより安心のメリットを得ている。

- ・ 想定以上の長生きにより蓄えが底をつくかもしれない
- ・ インフレにより貯蓄などの資産が目減りするかもしれない
- ・ いつ障害を負うかわからない
- ・ 小さな子供がいるときに配偶者を亡くす（所得を失う）かもしれない

このような公的年金保険の重要なメリットを考慮に入れない試算によって公的年金の価値を判断できないのは自明であり、この試算結果だけをみて払い損と解釈することは間違いである。

公的年金の特徴



23 「世代間不公平論」が建設的な議論ではない理由

その他、この試算には、現在価値の計算における割引率の選択の問題など技術的な問題（技術的であるが結果に大きく影響する重要な問題）も存在する。詳しくは、2012年の「社会保障の教育推進の検討会」において、同年1月に内閣府経済社会総合研究所が行った同様の試算について論点を明確にして整理したケーススタディーがある。また、厚生労働省においても平成26年財政検証の数理レポートにおいて同様の計算（割引率については異なるものを用いている）を行った上で試算結果を見る上での留意点がまとめられている。

<社会保障の教育推進の検討会>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000026q7i-att/2r98520000026qbu.pdf>

<平成26年財政検証 数理レポート>

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12500000-Nenkinkyoku/report2014_section5.pdf

3 振り返り

- | |
|--|
| <p>(1) 今の高齢世代が得をして、若い世代は損であるという世代間格差の議論が建設的といえないのは何故か。</p> <p>(2) 現在の年金制度の仕組みにおいて、将来世代の負担が過度にならないようにしていたり、世代間のバランスが大きく崩れないようにしたりにするために、どのような工夫がなされているか。</p> |
|--|